

第 83 号議案

加東市まちの拠点施設条例制定の件

加東市まちの拠点施設条例を次のように定める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市まちの拠点施設条例

(設置)

第 1 条 まちの拠点における人、もの、情報等の交流やにぎわいを創出することにより、市の活性化に寄与するため、加東市まちの拠点施設（以下「まちの拠点施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 まちの拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 加東市まちの拠点施設
- (2) 位置 加東市社 9 3 3 番地 1

(施設)

第 3 条 まちの拠点施設に次の施設を置く。

- (1) にぎわい交流施設
- (2) バスターミナル（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号に規定する事業及び同法第 79 条の規定により登録を受けた者が行う事業の用に供する自動車（以下「事業用自動車」という。）の専用通路、乗降所並びに歩行者通路をいう。以下同じ。）
- (3) 駐車場（駐輪場を含む。）

(開館時間及び休館日)

第 4 条 にぎわい交流施設の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(行為の禁止)

第 5 条 まちの拠点施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 施設、設備等及び停留中の事業用自動車等を損傷し、汚損し、又は滅失させるおそれがある行為

- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (3) 事業用自動車以外の車両がバスターミナルの専用通路に侵入すること。
- (4) まちの拠点施設を占有し、又は他の利用者の利用を妨げること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、まちの拠点施設の管理及び事業用自動車の円滑な運行に支障があると認められる行為
(原状回復の義務等)

第6条 まちの拠点施設の利用者の責めに帰すべき事由により、施設、設備等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(指定管理者による管理)

第7条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる業務を法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- (1) まちの拠点施設の管理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

2 指定管理者に前項の業務を行わせる場合にあつては、第5条の規定中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは、「指定管理者が特に必要があると認める場合において、市長の承認を得たときは」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

第83号議案 要旨

加東市まちの拠点施設条例の制定（要旨）

1 制定理由

まちの拠点における人、もの、情報等の交流やにぎわいを創出することにより、市の活性化に寄与するために設置する加東市まちの拠点施設（以下「まちの拠点施設」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

2 制定内容

- (1) まちの拠点施設の設置目的について定めること。（第1条関係）
- (2) まちの拠点施設の名称及び位置について定めること。（第2条関係）
- (3) まちの拠点施設の構成について定めること。（第3条関係）
- (4) にぎわい交流施設の開館時間及び休館日について定めること。（第4条関係）
- (5) まちの拠点施設における禁止行為及び原状回復の義務等について定めること。（第5条及び第6条関係）
- (6) 指定管理者の管理について定めること。（第7条関係）

3 施行期日 令和4年10月1日

第83号議案 説明資料

加東市まちの拠点施設規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、加東市まちの拠点施設条例（令和 年加東市条例第 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、加東市まちの拠点施設（以下「まちの拠点施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第2条 条例第4条の規則で定めるにぎわい交流施設の開館時間は、午前5時30分から午後8時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第3条 条例第4条の規則で定めるにぎわい交流施設の休館日は、設けない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館日を設けることができる。

（指定管理者に管理させる場合の取扱い）

第4条 指定管理者に条例第7条第1項第1号の規定による業務を行わせる場合にあつては、前2条の規定中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは、「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と読み替えるものとする。

（その他）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。